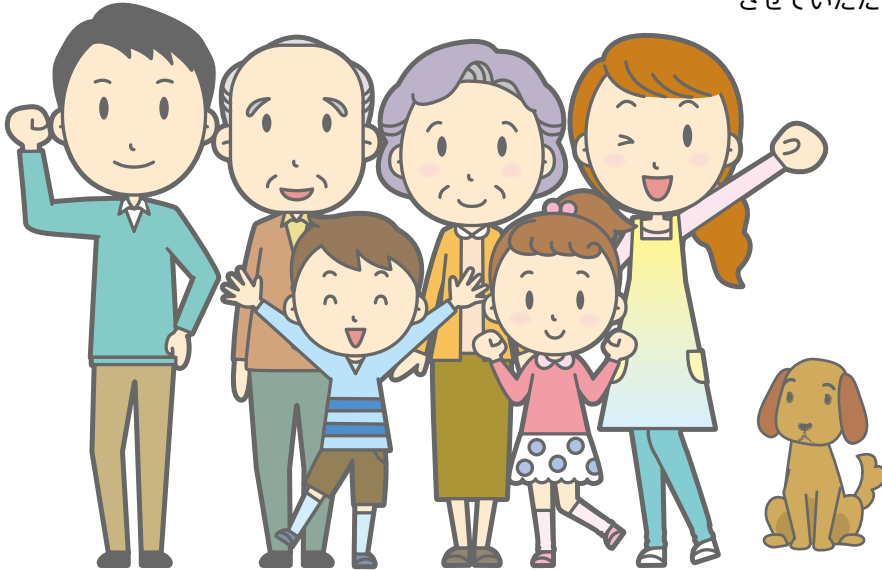


わずかな掛け金で安心と助け合い

全電生協の火災共済

この制度は電機販売店の助け合いの心から生まれた制度です。

“万人は一人のために 一人は万人のために”

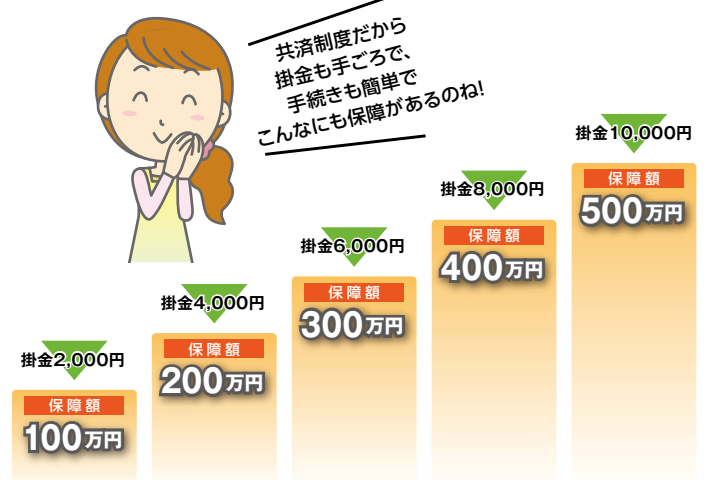


この火災共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた全国電機販売生活協同組合が運営しています。

全国電機販売生活協同組合(全電生協)は創業以来、掛金の値上げをせずに、ご加入者様への保障を第一に「小さな掛金・大きな保障」を実践し、安全・安心・堅実な運営に努めてまいりました。

これからも、皆様方のお役に立てる「火災共済」であるよう努力し続けてまいります。

この度、本チラシにて相互扶助を目的とした「火災共済」制度のご案内をさせていただきます。



共済制度だから掛金も手ごろで、手続きも簡単でこんなにも保障があるのね!

- 保障額は罹災状況に応じて査定されます。
- 保障額は他の保険契約・共済契約がある場合は、それぞれの責任分担に応じた共済金となります。

ご自身の店舗・店舗兼住宅・住宅・倉庫が万一火災で損害を被った時に、保障します!

特長1 建物・動産の「火災」のみの共済です。

ご加入物件	建物の所有状況		ご加入出来る最高保障額
	自己所有	借家	
建物	○	ご加入出来ません	500万円まで
動産	ご加入出来ません	○	200万円まで

※地震が原因の「火災」は、対象外です。

いざというとき仮住まいの費用や火災処理費用等になるからとても安心だね!

共済金

特長2 前年は払込掛金の34.0%の割戻金がありました。

決算後に剰余金が生じた場合、割戻金としてお戻ししています。

- 割戻率は、剰余金の増減により変動します。
- 割戻金の中から一定割合を財務基盤の強化を図るため、総代会決議により出資金に振替えることを願っています。

割戻金で掛金の実質額の負担が軽くなり加入しやすいね!

約34.0% 掛金 割戻金

※平成29年度実績

割戻金

特長3 万一罹災の際は、迅速なお支払い手続きに努めています。

共済事務局に書類が到着後、不備がなければ約7日間で共済金をお支払いいたします。

※各証明書の内容を参考に、罹災状況を十分に精査した上で共済の金額を認定いたします。

約7日間

丁寧に対応して頂きました。安堵と感謝の思いです。

約7日間

- ◎ご加入は： 経営者、従業員の皆様のご加入いただけます。
- ◎対象の建物は： ご自身の所有する店舗・店舗兼住宅・専用住宅・倉庫(但し、賃貸物件の建物は対象外です)。
- ◎対象の動産は： 賃貸物件の建物に収容されている動産(但し、ご自身の所有物件に収容の動産は対象外です)。
- ◎罹災された場合は： 消防署の罹災証明書・新聞報道記事・罹災状況写真・現場見取図を提出(全焼以外は建物の面積に対する焼損率で査定されます。なお、動産は修理の可能の可否により査定されます。)
- ◎契約期間は： 毎年11月1日午前0時～翌年10月31日午後12時までの1年間。(但し、期中でも随時ご加入いただけます)
- ◎申込先は： 商業組合事務局に申込書と掛金を添えてお申込みください。
- ◎掛金と補償額： 下表の通りです。(中途加入でも掛金は変わりません)

ご加入共済金額 (保障額)	掛金額(年額)		ご加入共済金額 (保障額)	掛金額(年額)	
	新規加入	継続加入		新規加入	継続加入
500万円	10,000円+出資金	10,000円	200万円	4,000円+出資金	4,000円
400万円	8,000円+出資金	8,000円	100万円	2,000円+出資金	2,000円
300万円	6,000円+出資金	6,000円			

(注)新しくご加入される場合は、全電生協の組合員になるために出資金が必要で、1口200円で5口1,000円以上をお願いしております。

万一火災に あわれた場合

- ①まず、火災の共済事故のご連絡を各商組を通じて共済事務局へご連絡下さい。
- ②次に、共済事務局より事故内容に基づき必要書類をご案内いたします。

ただ今募集中!

随時ご加入受付中

電機(器)商業組合員の皆様全員のご加入をいただきたくご協力の程お願い申し上げます。

お問合せ・資料のご請求は

全国電機販売生活協同組合へお問い合わせください。

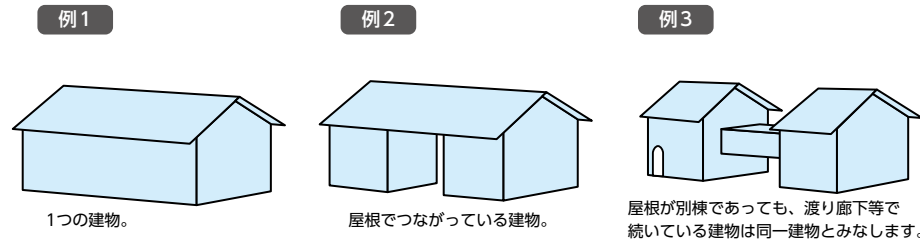
店舗・店舗兼住宅・住宅・倉庫が万一火災で損害を被った時に、最高500万円まで保障します!

ご加入できる「建物」(自己所有の建物)と「動産」(テナント・借家建物に収容されている動産)

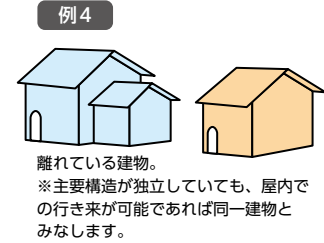
火災共済加入申込書への記入について

●住宅の場合(収容されている動産は対象となりません)

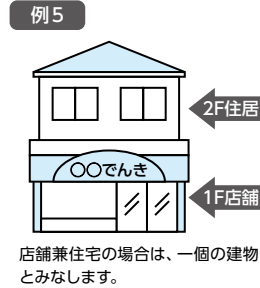
■1つの建物(物件)と判定する場合



■別個の建物(物件)と判定する場合



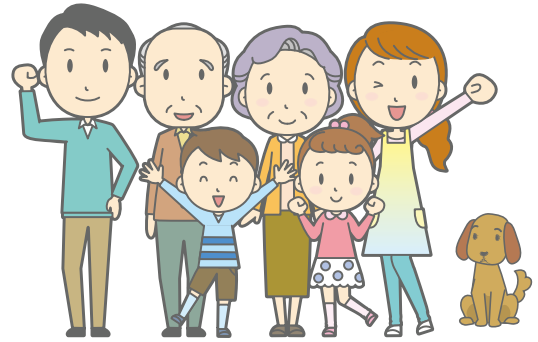
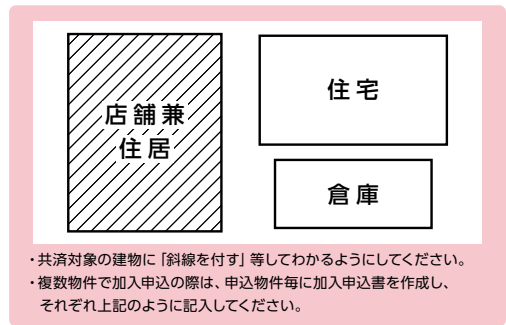
■店舗兼住宅の場合



●借家・借店舗の場合(動産のみ)



■同一敷地内に複数の建物(物件)がある場合は、共済対象とする建物(物件)を「火災共済加入申込書」へ明確に記入してください。



重要事項説明書Ⅰ

契約概要のご説明(全電生協の火災共済)

☆この「契約概要のご説明」は、全国電機販売協同組合の火災共済の商品内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。(特に不利益となる記載事項には★印を付けております。)
☆「契約概要のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレットも合わせてご参照ください。また、ご不明な点につきましては、共済事務局までお問い合わせください。

1. ご説明にあたって

- (1)この組合の火災共済は、生協法に基づき厚生厚生省の認可を受けた事業で、組合員の相互互助によって生活の安定と向上を図ることを目的としています。そのため、この趣旨に賛同された方が、★出資金を払い込み、全電生協組合員となってご利用をいただいています。
- (2)組合を脱退するときは、出資金返還手続きをお取りいただけます。

2. 火災共済の仕組み

火災共済は、共済の対象目的が火災(★地震が原因の火災は除く)の場合のみ、共済金を支払います。

3. お申込みいただける方とご加入の対象

- (1)お申込みいただける方
 - ・家庭電気機械器具の販売業または修理業に従事する者
 - ・家庭電気機械器具の販売業者が組織する団体の業務に従事する者
 - ・全国電機販売生活協同組合の事務局に従事する者
- (2)ご加入の対象
 - ・ご自分が所有する店舗、店舗兼住宅、住宅、倉庫の「建物」
 - ・借用中の建物内に収容された商品を除く「動産」
- (3)ご加入にあたっての出資金

新たに組合員となる方は、掛金と合わせて★出資金(1口200円、5口1,000円以上をお願いしております)が必要です。

4. ご加入できる建物・動産の限度と複数建物がある場合の対象物件の明示について

- (1)同一敷地内の建物についての共済契約口数の最高限度は50口、共済金額の最高限度は500万円までご加入できます。
- (2)借用中の建物内に収容されている動産についての共済契約口数の最高限度は20口、共済金額の最高限度は200万円までご加入できます。
- (3)同一敷地内に複数の建物(物件)がある場合は、共済契約対象とする建物を「火災共済加入申込書」へ明確(対象建物に斜線を付すなど)に記入してください。

★5. 共済金をお支払いできない場合

- ・共済の目的につき火災によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当する場合は、共済金を支払いできません。
 - (1)共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害。
 - (2)共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。)
 - (3)火災に際し、共済の目的たる物が粉滅し、又は盗難にかかったことによって生じた損害。
 - (4)火災による破裂又は爆発の損害。
 - (5)原因が直接であると間接であると問わず、戦争その他の変乱、落雷、地震又は噴火によって生じた火災による損害。
 - (6)風呂の空だきによって生じた浴槽、風呂釜にのみの損害。

6. ご加入する火災共済の共済掛金と共済金額

・共済契約1口当りの共済金額は10万円で、共済掛金は200円です。★掛金は、保険料控除の対象外です。

7. 掛金のお支払方法

・掛金のお支払方法は、掛金の全額をお支払いいただく「一括払い」(年払い)のみです。

8. ご加入のお申込み先

・各商業組合事務局に申込書と掛金を添えてお申し込みください。

9. 共済期間

・共済期間(保障期間)は、11月1日午前0時から1年間です。
・保障期間の途中からでもご加入できます。初年度は申込日の翌日午前0時から最初に迎える10月31日午後12時までとなります。

10. 割戻金

・決算期間は毎年、11月1日から翌年の10月31日ですが決算後、剰余金が生じたときは割戻金として、お戻しします。★割戻率は、共済金のお支払等による剰余金の増減で変動します。
・★割戻金がある場合、割戻金の中から一定割合を財務基盤の強化のため、総代会決議により、出資金に振り替えることをお願いしております。ただし、毎事業年度の割戻率の状況等により振り替を行わない場合があります。

11. 解約のお取扱いと解約返戻金の有無

・ご加入者は、将来に向かって共済契約を解約することができます。ただし、質権を設定されている場合は質権者の同意が必要です。★なお、この共済には、解約返戻金はありません。

以上

重要事項説明書Ⅱ

注意喚起情報のご説明(全電生協の火災共済)

☆この「注意喚起情報のご説明」は、全国電機販売協同組合の火災共済のご契約に際して、ご契約者にとって不利益となることから、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。(特に不利益となる記載事項には★印を付けております。)

☆「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、定款や共済事業規約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、共済事務局までお問い合わせください。

★1. クーリングオフについて

・火災共済は、クーリングオフ(お申込みの撤回または解除)ができません。

★2. 共済の目的に含まれないもの

- (1)建物に附属する門、土塀、垣その他の工作物
- (2)建物の基礎工事部分
- (3)通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準する物
- (4)貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、絵画、彫刻物その他のこれらに準する物
- (5)稿本、設計書、図書、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準する物
- (6)家畜、家さん、その他これらに準する物
- (7)商品

3. 保障期間の開始について

・共済契約の責任開始は、保障期間の初日の午前0時に始まります。

★4. 共済金の受取人

・共済金の受取人は、共済契約者です。ただし、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人となります。相続人が複数の場合は、代表者をお決めいただけます。

★5. 火災発生の場合のお手続きと共済金のお支払時期について

- (1)火災が発生した場合について(事故通知)

火災の事故が発生した場合、速やかに各商組または生協事務局にご連絡下さい。この通知が遅れますと共済金のお支払いが遅れたりすることがあります。
- (2)共済金の請求に必要な書類等について

共済金の請求にあたっては、次の資料を生協事務局へご提出ください。

 - ①共済金支払請求書
 - ②消防署の罹災証明書
 - ③罹災現場見取り図
 - ④罹災現場写真
 - ⑤新聞記事切り抜き
 - ⑥その他当組合が求めるもの
- (3)共済金のお支払時期について
 - ①共済金のご請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日以後、審査の上書類が整ったところから7日以内に、共済金をお支払いいたします。
 - ②なお、次のような事由が生じた場合は、共済契約者にその理由と内容をご連絡の上、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきますことがあります。
 - ※警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
 - ※専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

③また、この共済のほか火災等による損害を保障する他の共済や保険をご契約されている場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、この共済の共済金のお支払いは次のようになります。

- (イ)他の共済や保険から共済金や保険金が支払われていない場合

この共済の支払い責任額
- (ロ)他の共済や保険から共済金や保険金が支払われている場合

損害の額から他の共済や保険から支払われた共済金および保険金の合計額を差し引いた額。但し、この共済の支払責任額を限度とします。

★6. 無効、解除、失効、取消、消滅、解約などについて

- (1)次の場合は、ご加入の契約が「無効」となります。
 - ①共済契約者が、他人のために共済契約を締結した時
 - ②ご加入の対象物件が火災になっていたこと、または火災の原因が発生していたことを知っていた時
 - ③ご加入できる額の最高限度を超過した時の超過分
- (2)次の場合は、ご加入が「解除」となります。
 - ①故意または重大な過失により、加入申込書の告知事項に事実を告げなかった時、または事実でないことを告げた時
 - ②故意または重大な過失によって、通知事項の事実の発生を遅滞なく通知しなかった場合で、危険の増加が生じた時
 - ③申込みいただける方とご加入の対象の条件を満たさなくなった時
 - ④共済金を支払わせる目的で故意に共済金の支払事由を発生させ、または発生をさせようとした場合
 - ⑤共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ⑥上記の③または⑤のほか、当組合との信頼関係が損なわれ、ご加入を継続いただくことが困難となる重大な事由が発生した場合
- (3)次の場合は、ご加入の契約が「取消」となります。

共済契約者に詐欺または脅迫行為があった場合
- (4)次の場合は、ご加入の契約が「消滅」となります。

共済契約の成立後に、共済の目的につき、次の事実が発生した場合、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅(失効)します。

 - ①滅失
 - ②解体
 - ③譲渡
 - ④全焼損
 - ⑤全壊・流失
- (5)次の場合は、ご加入の契約が「解約」となります。

共済契約者は、将来に向かってご加入の契約を解約することができます。ただし、質権を設定されている場合は質権者の同意が必要です。なお、この共済には解約返戻金はありません。

★7. この組合の個人情報取り扱いについて

全国電機販売生活協同組合では、共済事業を通じて取得した個人情報は、適正かつ厳正に管理を行っています。不要となった個人情報は、適正に廃棄等を行うものとしています。

★8. 共済契約の更新時の契約条件の見直しについて

共済契約の更新時に、共済掛金の計算方法や共済金額等の契約条件を見直す場合があります。

以上